

○第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第二百九十八条第一項各号列記以外の部分、同項第一号、同条第四項、第二百九十九条第四項、第三百十七條、第三百十八條第一項、第三百四十二條の二第三項及び第三百四十五條第三項の規定の読替え
 (太線は法律の読替規定による読替部分)

読替後

読替前

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 取締役(前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。)は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨

二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2・3 (略)

4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第一項各号に掲げる事項及び同項の経済産業省令・法務省令で定める事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

(株主総会の招集の通知)

第二百九十九条 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 取締役(前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。)は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び場所

二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2・3 (略)

4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

(株主総会の招集の通知)

第二百九十九条 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除

き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面で行なければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 株式会社が取締役会設置会社である場合

3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

（延期又は続行の決議）

第三百十七条 株主総会においてその延期又は続行について決議があつた場合（場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害により当該議事に著しい支障が生じる場合には当該場所の定めのない株主総会の議長が当該場所の定めのない株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるときに、当該決議に基づく議長の決定があつた場合を含む。）には、第二百九十八条及び第二百九十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第三百十八条 株主総会の議事については、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～5 （略）

（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）

き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面で行なければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 株式会社が取締役会設置会社である場合

3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（延期又は続行の決議）

第三百十七条 株主総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二百九十八条及び第二百九十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第三百十八条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2～5 （略）

（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）

第三百四十二条の二 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である第三百四十二条の二 取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項を通知しなければならない。

4 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

(会計参与等の選任等についての意見の陳述)

第三百四十五条 会計参与は、株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は監査役について、前二項の規定は監査役を辞任した者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「会計参与の」とあるのは、「監査役の」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は会計監査人について、第二項及び第三項の規定は会計監査人を辞任した者及び第三百四十条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、

第三百四十二条の二 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である第三百四十二条の二 取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

(会計参与等の選任等についての意見の陳述)

第三百四十五条 会計参与は、株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

2 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定は監査役について、前二項の規定は監査役を辞任した者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「会計参与の」とあるのは、「監査役の」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は会計監査人について、第二項及び第三項の規定は会計監査人を辞任した者及び第三百四十条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、

第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、株主総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

第一項中「株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、株主総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。

○第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する会社法第三百二十五条において準用する同法第二百九十八条第一項各号列記以外の部分、同項第一号、同条第四項、第二百九十九条第四項、第三百七十七条及び第三百十八条第一項の規定の読替え

(太線は法律の読替規定による読替部分)

読替後

読替前

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 取締役(前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。)は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨

二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2・3 (略)

4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十五条において準用する第一項各号に掲げる事項及び同項の経済産業省令・法務省令で定める事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

(株主総会の招集の通知)

第二百九十九条 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 取締役(前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。)は、株主総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主総会の日時及び場所

二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項

三 株主総会に出席しない株主が書面によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2・3 (略)

4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

(株主総会の招集の通知)

第二百九十九条 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日の

二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 株式会社が取締役会設置会社である場合

3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、産業競争力強化第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十五条において準用する前条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

（延期又は続行の決議）

第三百十七条 株主総会においてその延期又は続行について決議があつた場合（場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害により当該議事に著しい支障が生じる場合には当該場所の定めのない株主総会の議長が当該場所の定めのない株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるときは、当該決議に基づく議長の決定があつた場合を含む。）には、第二百九十八条及び第二百九十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第三百十八条 株主総会の議事については、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

255 (略)

二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面でなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 株式会社が取締役会設置会社である場合

3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（延期又は続行の決議）

第三百十七条 株主総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二百九十八条及び第二百九十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第三百十八条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

255 (略)



○第六十六条第三項の規定により読み替えて適用する会社法第二十九条、第三百四十八条第三項第三号、第三百九十九条の十三第五項第四号、第四百十六号第四項第四号、第四百八十二条第三項第三号及び第四百九十一条の規定の読替え

(太線は法律の読替規定による読替部分)

読替後

第二十九条 第二十七条各号及び前条各号に掲げる事項のほか、株式会社
社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力
を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないもの
並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六条
第一項に規定する事項を記載し、又は記録することができる。

(業務の執行)

第三百四十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式
会社(取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。)の業務
を執行する。

2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の
定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取
締役に委任することができない。

- 一 支配人の選任及び解任
- 二 支店の設置、移転及び廃止

三 第二百九十八条第一項各号(第三百二十五条において準用する場
合を含む。)に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項

の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項(第三百二
十五条において準用する場合を含む。)の経済産業省令・法務省令

で定める事項

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた
めの体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社
から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして

読替前

第二十九条 第二十七条各号及び前条各号に掲げる事項のほか、株式会
社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力
を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないもの
を記載し、又は記録することができる。

(業務の執行)

第三百四十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式
会社(取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。)の業務
を執行する。

2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の
定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取
締役に委任することができない。

- 一 支配人の選任及び解任
- 二 支店の設置、移転及び廃止

三 第二百九十八条第一項各号(第三百二十五条において準用する場
合を含む。)に掲げる事項

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた
めの体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社
から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして

法務省令で定める体制の整備

法務省令で定める体制の整備

- 五 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 四 大会社においては、取締役は、前項第四号に掲げる事項を決定しなければならぬ。

(監査等委員会設置会社の取締役会の権限)

- 第三百九十九条の十三 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定
 - イ 経営の基本方針
 - ロ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
 - ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職
- 四 監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 五 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定しなければならない。
- 六 監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者

- 五 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 四 大会社においては、取締役は、前項第四号に掲げる事項を決定しなければならぬ。

(監査等委員会設置会社の取締役会の権限)

- 第三百九十九条の十三 監査等委員会設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

- 一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定
 - イ 経営の基本方針
 - ロ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
 - ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職
- 四 監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 五 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定しなければならない。
- 六 監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者

- の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
- 六 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
- 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四条第四項の規定による指定
- 二 第六十五条第三項において読み替えて適用する第五十六条第一項各号に掲げる事項の決定
- 三 第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定
- 四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項の決定
- 五 株主総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
- 六 第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項の承認
- 七 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
- 八 第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定
- 九 前項第六号に掲げる事項
- 十 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認
- 十一 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定
- 十二 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除

- の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
- 六 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 5 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
- 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四条第四項の規定による指定
- 二 第六十五条第三項において読み替えて適用する第五十六条第一項各号に掲げる事項の決定
- 三 第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定
- 四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
- 五 株主総会に提出する議案（会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
- 六 第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項の承認
- 七 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
- 八 第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定
- 九 前項第六号に掲げる事項
- 十 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認
- 十一 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定
- 十二 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除

く。）の内容の決定

十三 合併契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十四 吸収分割契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十五 新設分割計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十六 株式交換契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十七 株式移転計画の内容の決定

6 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によつて重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第四百十六條 指名委員会等設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ 経営の基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の關係その他の執行役相互の關係に関する事項

ニ 次条第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子

会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 執行役等の職務の執行の監督

く。）の内容の決定

十三 合併契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十四 吸収分割契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十五 新設分割計画（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十六 株式交換契約（当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十七 株式移転計画の内容の決定

6 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によつて重要な業務執行（前項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）

第四百十六條 指名委員会等設置会社の取締役会は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定

イ 経営の基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の關係その他の執行役相互の關係に関する事項

ニ 次条第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務並びに当該株式会社及びその子

会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

二 執行役等の職務の執行の監督

- 2 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 3 指名委員会等設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。
- 4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
 - 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四十条第四項の規定による指定
 - 二 第六十五条第三項において読み替えて適用する第五十六条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 三 第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定
 - 四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項の決定
- 五 株主総会に提出する議案（取締役、会計参与及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
- 六 第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の承認
- 七 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
- 八 第四百条第二項の規定による委員の選定及び第四百一条第一項の規定による委員の解職
- 九 第四百二条第二項の規定による執行役の選任及び第四百三条第一項の規定による執行役の解任
- 十 第四百八条第一項第一号の規定による指名委員会等設置会社を代表する者の決定
- 十一 第四百二十条第一項前段の規定による代表執行役の選定及び同

- 2 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。
- 3 指名委員会等設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができない。
- 4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
 - 一 第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四十条第四項の規定による指定
 - 二 第六十五条第三項において読み替えて適用する第五十六条第一項各号に掲げる事項の決定
 - 三 第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定
 - 四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定
- 五 株主総会に提出する議案（取締役、会計参与及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
- 六 第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項（第四百十九条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の承認
- 七 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
- 八 第四百条第二項の規定による委員の選定及び第四百一条第一項の規定による委員の解職
- 九 第四百二条第二項の規定による執行役の選任及び第四百三条第一項の規定による執行役の解任
- 十 第四百八条第一項第一号の規定による指名委員会等設置会社を代表する者の決定
- 十一 第四百二十条第一項前段の規定による代表執行役の選定及び同

条第二項の規定による代表執行役の解職

十二 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

十三 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認

十四 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定

十五 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十六 合併契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十七 吸収分割契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十八 新設分割計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十九 株式交換契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

二十 株式移転計画の内容の決定

（業務の執行）

第四百八十二条 清算人は、清算株式会社（清算人会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

- 一 支配人の選任及び解任
- 二 支店の設置、移転及び廃止
- 三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場

条第二項の規定による代表執行役の解職

十二 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

十三 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認

十四 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定

十五 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十六 合併契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十七 吸収分割契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十八 新設分割計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

十九 株式交換契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定

二十 株式移転計画の内容の決定

（業務の執行）

第四百八十二条 清算人は、清算株式会社（清算人会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができない。

- 一 支配人の選任及び解任
- 二 支店の設置、移転及び廃止
- 三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場

合を含む。)に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)の経済産業省令・法務省令で定める事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 第三百五十三条から第三百五十七条(第三項を除く。)まで、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、清算人(同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人(第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

第五目 取締役等に関する規定の適用

第四百九十一条 清算株式会社については、第二章(第一百五十五条を除く。)、第三章、第四章第一節、第三百三十五条第二項、第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第四項において準用する同条第三項、第三百五十九条、同章第七節及び第八節並びに第七章の規定並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中取締役、代表取締役、取締役会又は取締役会設置会社に関する規定は、それぞれ清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置会社に関する規定として清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置会社に適用があるものとす

合を含む。)に掲げる事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 第三百五十三条から第三百五十七条(第三項を除く。)まで、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、清算人(同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。)について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人(第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。)」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

第五目 取締役等に関する規定の適用

第四百九十一条 清算株式会社については、第二章(第一百五十五条を除く。)、第三章、第四章第一節、第三百三十五条第二項、第三百四十三条第一項及び第二項、第三百四十五条第四項において準用する同条第三項、第三百五十九条、同章第七節及び第八節並びに第七章の規定中取締役、代表取締役、取締役会又は取締役会設置会社に関する規定は、それぞれ清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置会社に関する規定として清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置会社に適用があるものとす

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日（以下「第一号施行日」という。）から二年を経過する日までの間において上場会社となった株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日（当該日までに上場会社でなくなった株式会社にあつては、上場会社でなくなった日）までの間に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の産業競争力強化法（次項において「新産競法」という。）第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め（株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。）にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

2 前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主）が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会におい

ては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前にされた第一条の

規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第六条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置（旧産競法第二条第二項に規定する規制の特例措置をいう。以下この条において同じ。）を講ずる必要があるかどうかの判断がされていないものについての判断の手續（新たな規制の特例措置を講ずることとする場合における当該新たな規制の特例措置の内容の公表を含む。）及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第五条 第二号施行日前にされた旧産競法第七条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答（その内容の公表を含む。）及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお